

政策会議付議事案書 (令和2年4月14日)

提案課名 こども育成課

報告者名 入野 義郎

事案名	成年年齢引き下げ後における成人式の対象年齢について		資料 有						
目的・必要性	<p>令和4年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行され、民法における成年年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられることになりました。</p> <p>近年では、成人式への参加スタイルが多様化し、準備期間も長期化の傾向があることから、民法改正後の成人式の対象年齢については、市民からの問い合わせも多いため、早期に決定する必要があると考えます。</p> <p>そこで、現在20歳を対象に開催している本市の成人式「新成人のつどい」（令和5年1月開催以降）の対象年齢について、検討した結果をもとに決定するものです。</p>								
経過・検討結果	<p>【主な経過】</p> <p>平成30年 6月 民法改正案可決</p> <p>令和 元年12月 WEBアンケート実施</p> <p>〃 2年 2月 秦野市青少年問題協議会委員に意見聴取</p> <p>【検討結果】</p> <p>アンケート結果及び協議会委員の意見から、18歳は受験等進路決定時期と重なるため参加者や保護者の負担が大きいと判断し、現在と同じ20歳を対象とします。</p> <p>なお、現在の名称「新成人」については、協議会にて検討し、改称する予定です。</p> <p>※ 県内自治体の状況</p> <table border="1" data-bbox="368 1279 954 1453"> <thead> <tr> <th>検討結果</th> <th>自治体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在と同じ20歳を対象</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>未決定</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>			検討結果	自治体数	現在と同じ20歳を対象	10	未決定	28
検討結果	自治体数								
現在と同じ20歳を対象	10								
未決定	28								
決定等を要する事項	<p>民法改正後の成人式（令和5年1月開催以降）の対象年齢について、現在と同じ20歳とするもの。</p>								
今後の取扱い	<p>令和2年5月～ ホームページ掲載、定例市長記者会見発表、議員への情報提供</p> <p>〃 8月 青少年問題協議会で、式典の新名称を検討する</p>								

2 成年年齢の改正に伴う成人式のあり方について

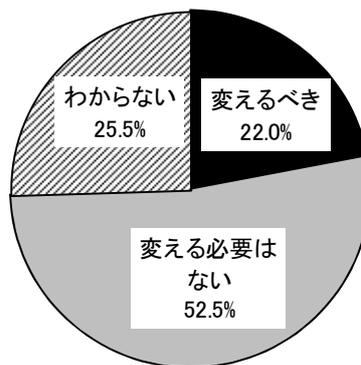
民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、20歳の市民を対象に毎年実施する成人式の見直しについて検討を行うため調査しました。

(1) 成人式の日程を変える必要はあるかについて

《令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が18歳に変わりますが、これに合わせて成人式の日程を変える必要はあるか》と尋ねたところ、「変えるべき」は22.0%であった。一方、「変える必要はない」は52.5%となっています。

□ Q1. 令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が18歳に変わりますが、これに合わせて成人式の日程を変える必要はあると思いますか。[単一回答]

n=400



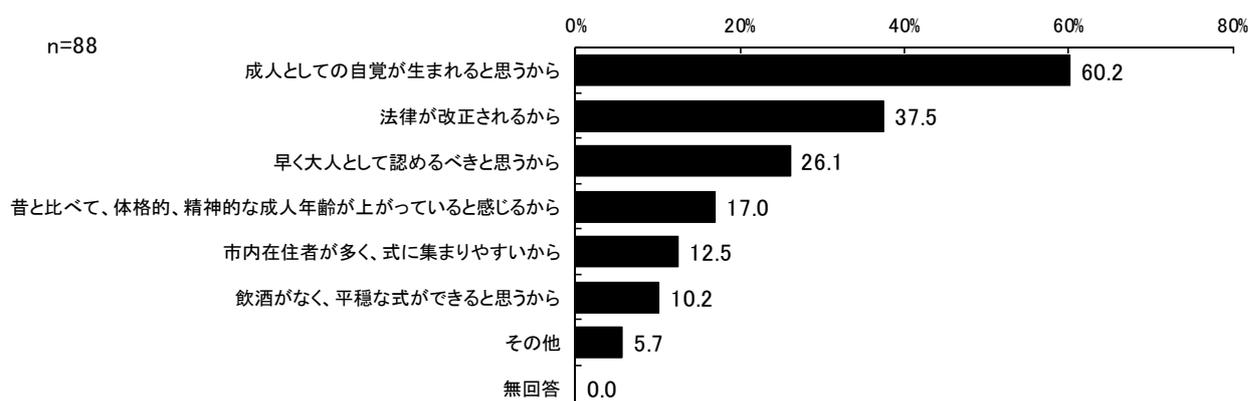
性別で、男性は「変える必要はない(男性:54.6% 女性:49.4%)」で女性より高い傾向が見られます。

		成人式の日程を変える必要はあるかについて				
		全体 (実数)	変えるべき	変える必要はない	わからない	無回答
		(%)				
全体		400	22.0	52.5	25.5	0.0
性別	男性	238	26.5	54.6	18.9	0.0
	女性	162	15.4	49.4	35.2	0.0
年代	20代	25	20.0	60.0	20.0	0.0
	30代	64	20.3	56.3	23.4	0.0
	40代	119	14.3	58.8	26.9	0.0
	50代	97	26.8	40.2	33.0	0.0
	60代以上	95	28.4	52.6	18.9	0.0
	男性計	238	26.5	54.6	18.9	0.0
性別 × 年代	20代	6	33.3	50.0	16.7	0.0
	30代	29	24.1	55.2	20.7	0.0
	40代	69	15.9	62.3	21.7	0.0
	50代	64	29.7	46.9	23.4	0.0
	60代以上	70	34.3	54.3	11.4	0.0
	女性計	162	15.4	49.4	35.2	0.0
	20代	19	15.8	63.2	21.1	0.0
	30代	35	17.1	57.1	25.7	0.0
	40代	50	12.0	54.0	34.0	0.0
	50代	33	21.2	27.3	51.5	0.0
	60代以上	25	12.0	48.0	40.0	0.0
	職業	会社員、公務員、団体職員	183	21.3	53.0	25.7
派遣、契約社員、パート・アルバイト		78	25.6	48.7	25.6	0.0
自営業・自由業、その他		28	21.4	46.4	32.1	0.0
専業主婦・主夫		60	15.0	53.3	31.7	0.0
学生、無職		51	27.5	58.8	13.7	0.0

(2) 変えるべきと考える理由は何かについて

成人式の日程を「変えるべき」と答えた方に《変えるべきと考える理由》について尋ねたところ、「成人としての自覚が生まれると思うから（60.2%）」が最も高く、次いで「法律が改正されるから（37.5%）」、「早く大人として認めるべきと思うから（26.1%）」の順になっています。

□ Q2. 変えるべきと考える理由は何ですか。【複数回答】



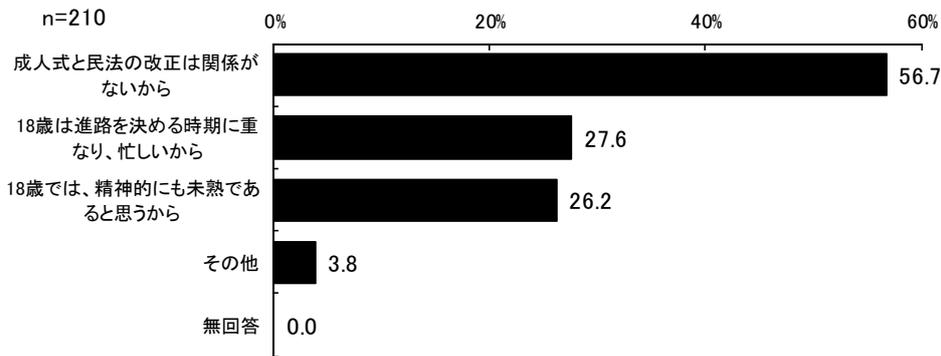
性別で、女性は「飲酒がなく、平穏な式ができると思うから（男性:6.3% 女性:20.0%）」で男性より高い傾向が見られます。男性は「法律が改正されるから（男性:42.9% 女性:24.0%）」で女性より高い傾向が見られます。

		変えるべきと考える理由は何かについて								
		全体 (実数)	成人とし ての自 覚が生ま れると思 うから	早く大人 として認 めるべき と思うか ら	昔と比べ て、体格 的、精神 的な成人 年齢が上 がってい ると感 じるか ら	法律が 改正され るから	市内在 住者が 多く、式 に集まり やすいか ら	飲酒がな く、平穏 な式がで きると思 うから	その他	無回答
		(%)								
全体		88	60.2	26.1	17.0	37.5	12.5	10.2	5.7	0.0
性別	男性	63	60.3	25.4	15.9	42.9	12.7	6.3	6.3	0.0
	女性	25	60.0	28.0	20.0	24.0	12.0	20.0	4.0	0.0
年代	20代	5	60.0	40.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	30代	13	30.8	15.4	23.1	30.8	15.4	15.4	15.4	0.0
	40代	17	64.7	23.5	17.6	29.4	17.6	11.8	5.9	0.0
	50代	26	69.2	34.6	19.2	34.6	11.5	7.7	7.7	0.0
	60代以上	27	63.0	22.2	14.8	51.9	11.1	7.4	0.0	0.0
性別 × 年代	男性計	63	60.3	25.4	15.9	42.9	12.7	6.3	6.3	0.0
	20代	2	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30代	7	28.6	14.3	0.0	57.1	14.3	0.0	28.6	0.0
	40代	11	54.5	18.2	9.1	18.2	27.3	9.1	9.1	0.0
	50代	19	68.4	36.8	26.3	31.6	10.5	5.3	5.3	0.0
	60代以上	24	66.7	20.8	16.7	58.3	8.3	8.3	0.0	0.0
	女性計	25	60.0	28.0	20.0	24.0	12.0	20.0	4.0	0.0
	20代	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	30代	6	33.3	16.7	50.0	0.0	16.7	33.3	0.0	0.0
40代	6	83.3	33.3	33.3	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	
50代	7	71.4	28.6	0.0	42.9	14.3	14.3	14.3	0.0	
60代以上	3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	
職業	会社員、公務員、団体職員	39	53.8	20.5	12.8	38.5	17.9	12.8	10.3	0.0
	派遣、契約社員、パート・アルバイト	20	55.0	25.0	25.0	35.0	5.0	15.0	0.0	0.0
	自営業・自由業、その他	6	66.7	16.7	0.0	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0
	専業主婦・主夫	9	66.7	44.4	33.3	33.3	22.2	11.1	0.0	0.0
	学生、無職	14	78.6	35.7	14.3	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0

(3) 変える必要はないと考える理由は何かについて

成人式の日程を「変える必要はない」と答えた方に《変える必要はないと考える理由》について尋ねたところ、「成人式と民法の改正は関係がないから（56.7%）」が最も高く、次いで「18歳は進路を決める時期に重なり、忙しいから（27.6%）」、「18歳では、精神的にも未熟であると思うから（26.2%）」の順になっています。

□ Q3. 変える必要はないと考える理由は何ですか。[複数回答]



性別で、男性は「成人式と民法の改正は関係がないから（男性：62.3% 女性：47.5%）」で女性より高い傾向が見られます。女性は「18歳では、精神的にも未熟であると思うから（男性：23.1% 女性：31.3%）」、「18歳は進路を決める時期に重なり、忙しいから（男性：21.5% 女性：37.5%）」で男性より高い傾向が見られます。

		変える必要はないと考える理由は何かについて					
		全体 (実数)	成人式と 民法の 改正は 関係が ないから	18歳で は、精 神的に も未 熟で ある と思 うか ら	18歳は 進路を 決める 時期に 重なり、 忙し いから	その他	無回答
全体 (%)		210	56.7	26.2	27.6	3.8	0.0
性別	男性	130	62.3	23.1	21.5	4.6	0.0
	女性	80	47.5	31.3	37.5	2.5	0.0
年代	20代	15	60.0	13.3	53.3	6.7	0.0
	30代	36	58.3	25.0	30.6	0.0	0.0
	40代	70	50.0	28.6	34.3	7.1	0.0
	50代	39	69.2	20.5	15.4	2.6	0.0
	60代以上	50	54.0	32.0	18.0	2.0	0.0
	男性計	130	62.3	23.1	21.5	4.6	0.0
性別 × 年代	20代	3	66.7	0.0	66.7	0.0	0.0
	30代	16	68.8	18.8	31.3	0.0	0.0
	40代	43	53.5	27.9	30.2	9.3	0.0
	50代	30	76.7	16.7	10.0	3.3	0.0
	60代以上	38	57.9	26.3	13.2	2.6	0.0
	女性計	80	47.5	31.3	37.5	2.5	0.0
	20代	12	58.3	16.7	50.0	8.3	0.0
	30代	20	50.0	30.0	30.0	0.0	0.0
職業	会社員、公務員、団体職員	97	62.9	22.7	24.7	4.1	0.0
	派遣、契約社員、パート・アルバイト	38	42.1	26.3	44.7	5.3	0.0
	自営業・自由業、その他	13	53.8	30.8	7.7	7.7	0.0
	専業主婦・主夫	32	50.0	40.6	28.1	0.0	0.0
	学生、無職	30	63.3	20.0	23.3	3.3	0.0

政策会議付議事案書 (令和2年4月14日)

提案課名 こども育成課

報告者名 入野 義郎

事案名	子供広場の見直しについて		資料 有
目的・必要性	<p>市内の子供広場は、昭和51年に「子供広場設置要綱」を定め、空闲地を活用して子供たちに健全な遊び場を提供してきました。</p> <p>現在市内には、18箇所の子供広場がありますが、少子化、スマホやインターネット普及による室内遊びの増加、塾や習い事による多忙化等により、こどもたちの外遊びの機会は減少し、子供広場の利用頻度は減少傾向にあります。また、日常管理を委託している地元自治会からは、役員の高齢化等により、草刈り作業が大きな負担になっているとの報告もあります。</p> <p>そこで、利用者数が少なく、必要性が低いと認められる子供広場については、廃止又は統合し、公有地及び民有地の有効利用を促進するとともに、適正な管理運営に努めるものです。</p>		
経過・検討結果	<p>【主な経過】</p> <p>平成31年2月 子供広場利用状況自治会アンケート実施</p> <p>令和元年 9月 現地調査</p> <p>【検討結果】</p> <p>上記をもとに、利用頻度の少ない広場を廃止候補として検討しますが、祭礼や一時避難場所等の地域活動の拠点としての機能を有していることも多いため、それらの移転先や機能補完を含め、廃止に向けては地元自治会と慎重に調整を行い、理解を得られるよう努めます。また、見直し作業に併せて、問題点の抽出やさらなる好適地の選定も行いながら、適正な管理運営に努めるものです。</p>		
決定等を要する事項	<p>資料1「子供広場の見直しについて 3見直しの手順」のとおり、次の2点の実施をするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 子供広場利用状況自治会アンケートや現地調査をもとに、利用頻度の少ない広場を廃止候補とし、地域と調整を行う。 見直し作業に併せて、問題点の抽出やさらなる好適地の選定を行う。 		
今後の取扱い	<p>令和2年5月～ 見直し対象広場（自治会）の意向調査、廃止手続き</p>		

子供広場の見直しについて

1 見直しの背景と必要性

市内子供広場は、昭和51年に「子供広場設置要綱」を定め、空閑地を活用して子供たちに健全な遊び場を提供してきました。

しかし、少子化、スマホやインターネット普及による室内遊びの増加、塾や習い事による多忙化等により、子供たちの外遊びの機会は減少し、子供広場の利用頻度も減少傾向にあります。また、日常管理を委託している地元自治会においても、役員の高齢化等により、草刈り作業は大きな負担になっているとの報告があることから、利用者数が少なく、必要性が低いと認められる子供広場は廃止または統合し、公有地及び民有地の有効利用を促進すると共に、適正な管理運営に努める必要があります。

2 見直しの考え方

見直しに当たっては、子供広場の利用状況把握のため、平成31年2月に各管理自治会にアンケートを行いました。また、その後9月に行った現地調査の結果と合わせ、子供広場の存続可否等を判断するものです。

比較的用户数が多く、地元自治会で適正な維持管理が行われている広場は基本的に存続と考えます。

また、子供たちの利用が少ない、或いはほとんど利用が無い場合は、原則廃止検討の対象としますが、祭礼や一時避難場所等の地域活動の拠点としての機能を有していることも多いため、それらの移転先や機能補完を含め、廃止に向けては地元自治会と慎重に調整を行い、理解を得られるよう努めます。

なお、見直し作業に併せて、問題点の抽出やさらなる好適地の選定も行いながら、適正な管理運営に努めるものです。

3 見直しの手順

アンケート及び現地調査結果を元に、利用者数・利用目的・維持管理状況・代替性の有無等の観点から以下の手順で見直しを行う。

(1) 既存広場の検証

利用者数・用途・問題等の把握 → 有効に活用と判断 → 存続



必要性低いと判断



(利用者数 1～5名・ほとんどいない)
(管理上の問題アリ)

廃止検討・調整 → 調整不調 → 見直し保留(検証継続)



- ・自治会の意向確認
- ・防災倉庫、一時避難場所等地域活動拠点の機能移転
- ・土地所有者への連絡

廃止手続き



- ・更地化工事 (フェンス撤去等)
- ・管理委託契約解除 (自治会)
- ・使用貸借契約解除 (所有者)

土地返還 (市有地は所管替え)

(2) 新規広場用地の検討

申し出等に基づく候補地の調査



面積・安全性・周辺環境等確認・自治会聞取り

土地所有者との調整



借用年数等の意思確認

自治会との調整



管理等の調整

契約締結・利用開始

- ・土地使用貸借契約（土地所有者）
- ・子供広場管理委託契約（自治会）

4 今後について

見直し作業の結果、所有者に返還した土地は、宅地化や耕作など、所有者により有効に土地活用されることと思われます。それと同時に、市では子供広場の今後の在り方について検討していくため、市民ニーズの把握に努めていきます。

本格的な球技ができる広場とするためには、相応の面積と高さのある防球ネットなど、スポーツ広場と同等の設備が必要となり、用地の選定に当たっては、生産緑地指定解除後の農地も候補地となるため、それぞれ所管部署との連携を図りながら、現行の子供広場の見直し作業と新規用地の選定は併せて継続的に行い、適正な維持管理及びニーズに合った子供広場の創設に努めるものです。

政策会議付議事案書 (令和2年4月14日)

提案課名 消防総務課

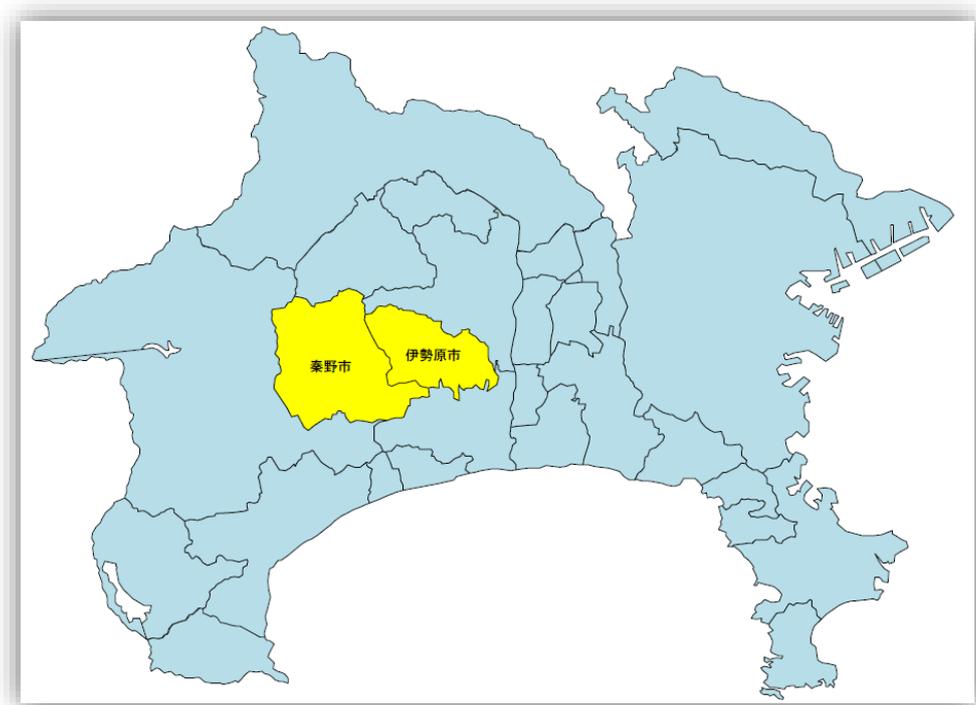
報告者名 谷 和之

<p>事案名</p>	<p>消防指令業務の共同運用について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的 ・ 必要 性</p>	<p>本市消防を取り巻く環境は、高齢化の進展に伴う救急需要の増大、近年頻発する豪雨や発生が懸念される地震等の災害対応、さらには、令和3年度の新東名高速道路開通を控えるなど多様化しており、これまで以上に迅速かつ的確で、広域的な対応が求められています。</p> <p>消防指令業務は、消防組織法に基づき、市町村の責任において市町村が管理するものとされ、本市においても単独で消防総合指令システムを整備し運用してきました。しかし、消防庁では、消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を強化する必要があることから「市町村の消防の連携・協力の基本指針」を示し、県下では、消防の指令業務の共同化が進んでいます。</p> <p>こうした中、平成30年11月に秦野市長、伊勢原市長による「秦野市・伊勢原市消防指令業務の共同運用に係る会議」において、両市による消防指令業務の共同運用について検討することが確認され、これまで検討を進めてきました。</p> <p>その結果、消防力の効率的な運用や費用面における節減効果など、市民サービスの向上や行財政上の効果について、多くの有効性が認められました。</p> <p>つきましては、これまでの検討を踏まえ、両市で消防指令業務の共同運用を実施することについて方針決定するものです。</p>	
<p>経過 ・ 検討 結果</p>	<p>1 経過</p> <p>平成29年4月1日 消防庁長官通知 市町村の消防の連携・協力の基本指針</p> <p>平成30年11月 「秦野市・伊勢原市消防指令業務の共同運用に係る会議」を開催（秦野市長、伊勢原市長出席）し、検討の開始を確認</p> <p>平成31年1月4日 部長会議に付議</p> <p>〃 1月16日 議員連絡会に報告</p> <p>〃 2月～ 「秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用検討委員会」を設置。（検討委員会5回、作業部会6回開催）</p> <p>令和2年3月9日 「秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用検討委員会」から秦野市長、伊勢原市長へ報告書を提出</p>	

経過・検討結果	<p>2 検討結果（共同運用による効果）</p> <p>(1) 消防力の強化（市民サービスの向上）</p> <p>ア 災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制を確立する。</p> <p>イ 救急車が市外医療機関に傷病者を搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合など、最先着できる隊に出動指令を行うことができる。</p> <p>ウ 出動可能な隊が無くなった場合に、市境に面した地域等において、他消防本部の隊に出動指令を行うことができる。</p> <p>(2) 行財政の合理化・効率化</p> <p>ア 消防指令センターで使用する施設や設備を共同で整備できるため、単独で整備するよりも施設整備費や維持管理費等が低減できる。</p> <p>イ 指令員の効率的な配置が可能となり、体制を強化する必要がある部署への人員配置が可能となる。</p>												
決定等を要する事項	<p>1 伊勢原市と消防指令業務を共同で運用すること。</p> <p>2 次の事項について、秦野市・伊勢原市における消防指令業務の共同運用等に関する「整備構想の策定」及び「合意書の締結」に向けて取り組むこと。</p> <p>(1) 共同運用の開始時期について（令和7年4月1日）</p> <p>(2) 共同運用の方式について（協議会方式）</p> <p>(3) 消防指令センターの設置場所について</p> <p>(4) 費用負担の割合について</p>												
今後の取扱い	<table border="0"> <tr> <td>令和2年4月</td> <td>整備構想の策定</td> </tr> <tr> <td>〃 6月</td> <td>議会への説明（全員協議会又は議員連絡会）</td> </tr> <tr> <td>〃 7月</td> <td>合意書の締結について、政策会議に付議</td> </tr> <tr> <td>〃 8月</td> <td>合意書の締結</td> </tr> <tr> <td>〃 9月</td> <td>市議会第3回定例会に秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約について議案を上程</td> </tr> <tr> <td>〃 10月</td> <td>協議会の設置 神奈川県知事に協議会設置について届出</td> </tr> </table>	令和2年4月	整備構想の策定	〃 6月	議会への説明（全員協議会又は議員連絡会）	〃 7月	合意書の締結について、政策会議に付議	〃 8月	合意書の締結	〃 9月	市議会第3回定例会に秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約について議案を上程	〃 10月	協議会の設置 神奈川県知事に協議会設置について届出
令和2年4月	整備構想の策定												
〃 6月	議会への説明（全員協議会又は議員連絡会）												
〃 7月	合意書の締結について、政策会議に付議												
〃 8月	合意書の締結												
〃 9月	市議会第3回定例会に秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約について議案を上程												
〃 10月	協議会の設置 神奈川県知事に協議会設置について届出												

別紙：秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用検討委員会報告書 参照

秦野市・伊勢原市
消防指令業務共同運用検討委員会 報告書



令和2年3月

秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用検討委員会

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 消防指令業務共同運用の動き

1 国等の消防指令業務共同化に係る推進	2
2 県内の消防広域化と消防指令センター共同運用状況	2
3 人口推計	3
4 消防指令業務の共同運用とは	3
5 消防指令業務の共同運用による効果	3

第2章 共同運用の実施に向けた方向性

1 共同運用を行う構成市の組み合わせについて	4
2 消防本部の概要について	4
3 令和元年中の災害件数等について	4
4 消防指令業務共同化の運用開始日について	4
5 共同運用の先行事例について	4
6 共同運用の方式について	5
7 共同消防指令センターの設置について	5
8 共同消防指令センターの費用負担について	5
9 共同消防指令センターの整備費用について	7
10 共同消防指令センター整備に係る財政措置について	7
11 共同消防指令センターの配置人員について	8
12 消防指令業務の共同化スケジュールについて	8

はじめに

平成30年11月に開催した「秦野市・伊勢原市消防指令業務の共同運用に係る会議」において、消防指令業務共同化の実現性について検討することが両市において確認されました。その後、平成31年2月に「秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用検討委員会」を設置し、両市関係部署や神奈川県くらし安全防災局防災部消防課のご指導のもとで調査、検討を重ねてきました。

この報告書は、両市の課題等を踏まえ、消防指令業務の共同運用を実施するうえでの基本的な方向性をまとめたものです。

第1章 消防指令業務共同運用の動き

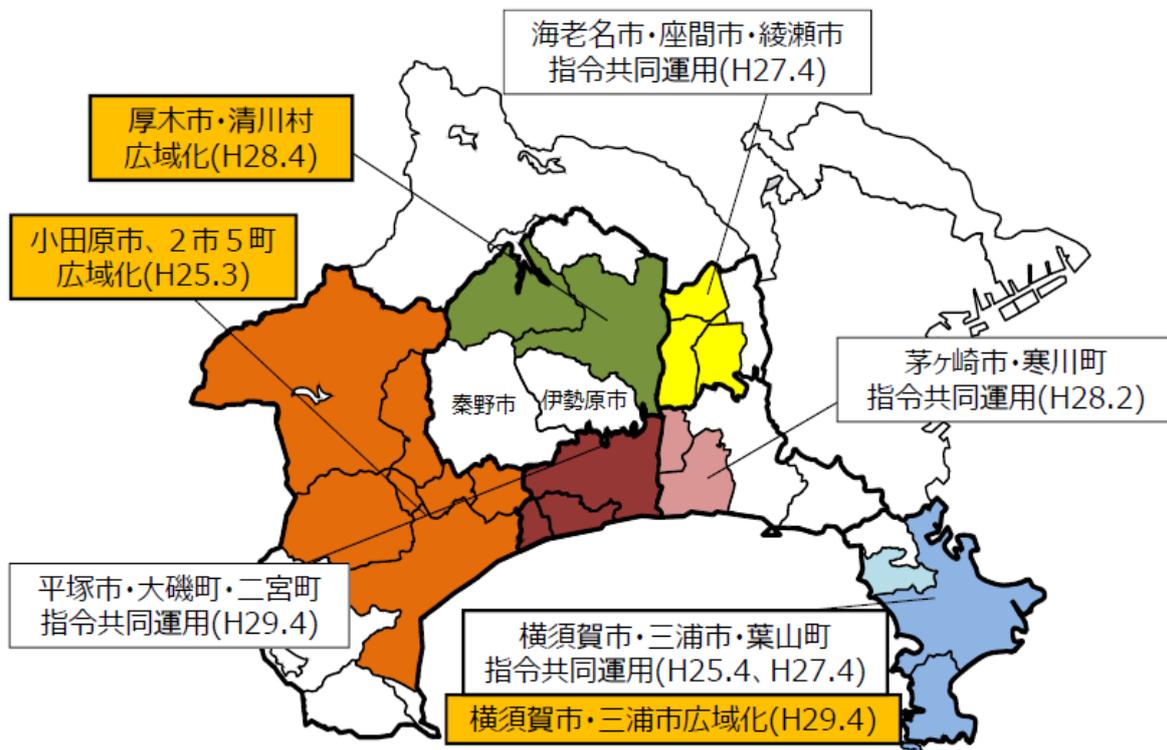
1 国等の消防指令業務共同化に係る推進

人口減少の進行により、人的、財政的な資源に限られる一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切かつ確実に対応し、今後も人的、財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な体制を整備・確立していく必要があるとされています。

消防庁では、常備消防体制の整備・確立を図るため「消防の広域化」を推進してきましたが、一方で、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力により消防力を強化する必要があるとされています。

特に、高機能消防指令センターの共同運用は、消防の広域化につながる効果が特に大きいことから、市町村の消防総合指令システムの更新時期を把握し、消防本部等が緊密に連携し、指令の共同運用について検討することが必要であるとされています。

2 県内の消防広域化と消防指令センター共同運用状況



3 人口推計

自治体名	総人口(人)						
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
秦野市	167,378	163,519	157,909	150,966	142,748	133,999	125,209
伊勢原市	101,514	101,339	100,091	97,901	95,074	91,914	88,604
合計	268,892	264,858	258,000	248,867	237,822	225,913	213,813

※ 国立社会保障・人口問題研究所報告「地域別将来推計人口」(平成30年推計)

4 消防指令業務の共同運用とは

「消防指令業務の共同運用」とは、複数の消防本部における消防指令業務を1か所の指令センターにおいて共同で運用することです。



5 消防指令業務の共同運用による効果

(1) 市民サービスの向上

- ア 災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制の確立ができます。
- イ 救急車が市外医療機関に搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合など、最先着できる隊に出動指令を行う「直近指令」が可能となります。
- ウ 出動可能な隊がなくなった場合に市境に面した地域等においては、他消防本部の隊に出動指令を行うことが可能となります。

(2) 行財政上の効果

消防指令センターを共同で運用することで、施設整備や維持管理費等の低減化を図ることができます。

また、指令員の効率的な配置により、体制を強化する部署への人員配置が可能となります。

第2章 共同運用の実施に向けた方向性

1 共同運用を行う構成市の組み合わせについて

秦野市と伊勢原市は市域が隣接し生活圏が密着していることに加え、道路交通網が確立されており、スムーズな応援・受援体制をとることができるなど、消防指令業務の共同運用により消防活動全般において多くの効果が期待できます。

2 消防本部の概要について

平成31年4月1日現在

自治体名	管轄面積 (k m ²)	管轄人口 (人)	署 (数)	分署 (数)	職員数 (人)	車両動態管理システム設置車両 (台)		
						消防車	救急車	計
秦野市	103.76	164,998	1	4	200	11	6	17
伊勢原市	55.56	102,248	1	2	128	10	5	15
合計	159.32	267,246	2	6	328	21	11	32

3 令和元年中の災害件数等について

項目	秦野市	伊勢原市	合計
火災件数	26	27	53
救急件数	8,399	5,371	13,770
救助件数	97	109	206
119番件数	11,269	6,665	17,934

※ 伊勢原市の救助件数は、大山登山道の山岳救助を含みます。

4 消防指令業務共同化の運用開始日について

現在、両市で運用している指令システムの更新予定時期は、ともに令和7年3月末日としており、共同運用の開始時期は、令和7年4月1日で調整していくことが望ましいと考えます。

※ 一般的に、指令システムは運用開始から5年で総合的なオーバーホール、10年で使用限界として全部更新となります。

5 共同運用の先行事例について

県内の消防指令業務の共同化先行事例は、次のとおりです。

番号	共同消防指令センター	共同運用の方式	供用開始
1	横須賀市・三浦市・葉山町	協議会	H27.4.1
2	海老名市・座間市・綾瀬市	協議会	H27.4.1
3	茅ヶ崎市・寒川町	事務委託	H28.2.15
4	平塚市・大磯町・二宮町	協議会	H29.4.1

※ 茅ヶ崎市・寒川町は、令和4年4月から消防の広域化を実施する予定です。

6 共同運用の方式について

「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」(平成17年7月15日付け消防消第141号消防庁次長通知)により消防指令業務の共同運用の方式については、「事務の委託」、「機関等の共同設置」、「協議会」の3つの方式が示されています。

消防指令業務共同運用を行っている県内先行事例が最も多く、職員の身分の変更や権限の移動が必要なく、協議会として行った業務は、それぞれの市が行った業務として効力を有することなどから、協議会方式による共同運用が最も有効な方策であると考えます。

7 共同消防指令センターの設置について

消防指令業務の共同運用をする場合は、一元化した共同消防指令センターの整備が必要となります。この場合、消防指令業務共同化の運用開始(令和7年4月1日予定)までに着実に整備をするるとともに、設置場所については既存施設を利用し費用を抑制するという観点から、秦野市消防本部の敷地内とすることが望ましいと考えます。

共同消防指令センターの規模

ア 建築面積 約400㎡

イ 主な施設 指令室、事務室、機械室、仮眠室、食堂、トイレ等

ウ 事業費(概算) 330,000千円

※ 事業費は、建築経費のみで秦野市都市部公共建築課にて試算

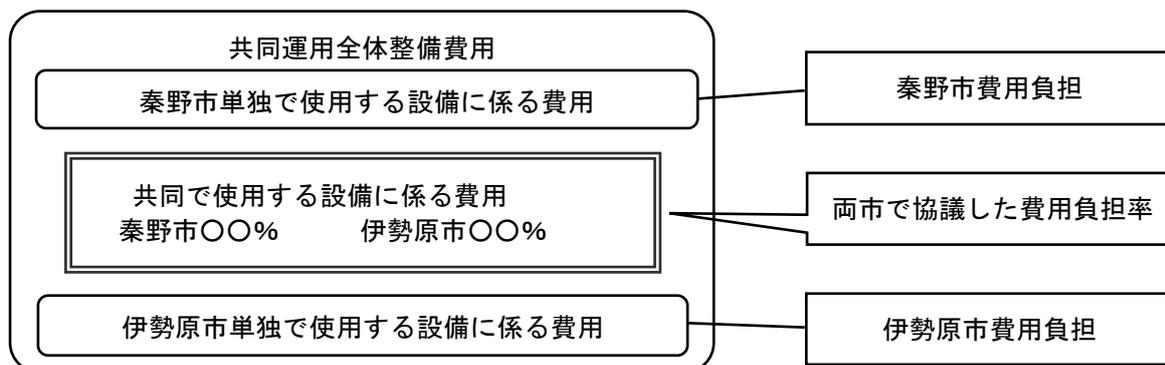
8 共同消防指令センターの費用負担について

共同消防指令センターを整備する場合の費用負担の考え方として、人口比による方法、単独整備費に応じて負担する方法等が考えられますが、按分については両市で協議し、規約で決定するのが一般的です。

(1) 使用する設備の費用負担の按分方法について

設備の整備費用は、両市で使用する設備については、両市で定める費用負担按分により費用を負担し、個々の市で使用する設備は、使用する市で全額負担することを原則とします。

※ 報告書における両市が負担する整備費については、便宜上、共同整備費に按分率を乗じて算出した数値を参考として計上しています。



(2) 共同で使用する設備の整備費用等の按分方法について

整備費用等の按分方法として、他市先行事例では人口による按分、構成自治体それぞれが単独で整備した場合の単独整備費割による按分、基準財政需要額や災害件数等を考慮した按分などを採用した事例は次のとおりです。

番号	協議会名称等	按分方法
1	海老名、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会	単独整備費割 100%
2	茅ヶ崎市と寒川町の消防指令業務の事務委託	人口割 50%・単独整備費割 50%
3	平塚市・大磯町・二宮町消防通信指令事務協議会	人口割 50%・単独整備費割 50%
4	富士市・富士宮市消防通信指令事務協議会	人口割 50%・均等割 50%
5	尾道市・三原市消防通信指令事務協議会	人口割 100%
6	岡崎市・幸田町消防通信指令事務協議会	人口割 50%・基準財政需要額 50%

ア 119番受信件数

両市における119番要請による機器負担率を考慮すること。

イ 市の責任

共同で使用する共同消防指令センターを整備し、消防総合指令システムを整備すること。

ウ 負担割合

「119番受信件数」と「市の責任」という要素がありますが、両市民に対して説明し、納得をしていただくことを前提として考察すると、2つの要素は重要であり、その重要度は等しいものと考えます。

共同で使用する共同消防指令センター及び設備に係る負担率は、両市の119番受信件数が管轄人口に比例していることから、「人口割」を用いることとし、市の責任を「単独整備費割」、その割合は人口割2分の1、単独整備費割2分の1とし財政支出の適正かつ透明性を確保したいと考えます。

人口割・単独整備費割（試算）

按分方法		秦野市	伊勢原市	合計
人口割 (平成27年国勢調査)	人口(人)	167,378	101,514	268,892
	割合(%)	62.2	37.8	100
換算割合50%		31.1	18.9	50
単独整備費割	金額(千円)	396,040	396,040	792,080
	割合(%)	50.0	50.0	100
換算割合50%		25.0	25.0	50
費用負担率(%)		56.1	43.9	100

※ 人口：平成27年国勢調査「令和2年国勢調査実施予定・数値の変更あり」

※ 単独整備費は国庫補助金の基準額で算定

9 共同消防指令センターの整備費用について

共同消防指令センターは、施設建設、消防総合指令システム、消防救急デジタル無線設備により構成されており、これを共同で整備することにより費用の抑制を図ることができます。

整備費用【試算】

(単位:千円)

自治体名	項目	① 単独整備	② 共同整備	③ 効果額(①-②)
秦野市	指令システム	670,000	476,850	193,150
	無線設備	350,000	274,890	75,110
	小計	1,020,000	751,740	268,260
伊勢原市	指令システム	570,000	373,150	196,850
	無線設備	230,000	215,110	14,890
	小計	800,000	588,260	211,740
合計		1,820,000	1,340,000	480,000

それぞれ市が単独で整備した場合	1,820,000
共同で整備した場合	1,340,000
費用面のメリット	480,000

約 26.3%
節減効果

※ 共同消防指令センターの設置には、これらに加え施設を整備することが必要となります。

10 共同消防指令センター整備に係る財政措置について

消防指令センターを共同で整備することで、より優位な国庫補助金等の措置が見込まれ、施設整備費や維持管理費等の低減化を図ることができます。

11 共同消防指令センターの配置人員について

協議会方式により消防指令業務の共同運用を行うと、両市の通信指令員を共同消防指令センターへ派遣することになります。

消防指令センターを1か所に統合することになるため、指令員の効率的な配置が可能になるとともに、消防指令業務を兼任していた現場要員の専従化が可能となることから、消防力の強化を図ることができます。

現 状		③ 現状配置 (①+②)	④ 共同後配置	⑤ 差引 (③ - ④)
① 秦野市	② 伊勢原市			
15人	10人	25人	22人	▲3人

12 消防指令業務の共同化スケジュールについて

令和7年4月から消防指令業務の共同化を開始する場合は、今後、次のようなスケジュールでの進行が必要と考えます。

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
協議会	協議会設立 (議案)					共同運用 開始
共同消防指 令センター		基本・実施 設計	施工	完成		
消防総合指 令システム			基本・実施 設計	施工	完成	
消防救急 デジタル無線			基本・実施 設計	施工	完成	